

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

上記代理人 [REDACTED]

福岡市早良区百道二丁目1-1

処 分 庁 福岡市早良福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和元年6月7日付けで提起のあつた上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく令和元年5月28日付け保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が審査請求人の [REDACTED] であった [REDACTED] の遺産を相続したことを理由に処分庁が行った、保護費の返還を求める本件処分を不服として、その取消しを求めるものです。

審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

- (1) 審査請求人は、平成22年頃から生活扶助・医療扶助等を受けるようになり、以後、断続的に扶助を受けていたが、平成31年4月末に廃止手続を申し入れ、令和元年5月をもって扶助は廃止された。
- (2) 審査請求人に給付された平成30年10月分から令和元年5月分の生活扶助費・医療扶助費は合計843,951円である。

- ①平成30年10月分 86,878円（生活扶助）+ 6,180円（医療扶助）= 93,058円
- ②同年11月分 89,457円（生活扶助）+ 36,820円（医療扶助）= 126,277円
- ③同年12月分 102,681円（生活扶助）+ 23,230円（医療扶助）= 125,911円
- ④平成31年1月分 89,421円（生活扶助）+ 34,340円（医療扶助）= 123,761円
- ⑤同年2月分 89,421円（生活扶助）+ 22,500円（医療扶助）= 111,921円
- ⑥同年3月分 89,421円（生活扶助）+ 0円（医療扶助）= 89,421円
- ⑦同年4月分 82,931円（生活扶助）+ 7,740円（医療扶助）= 90,671円
- ⑧令和元年5月分 82,931円（生活扶助）+ 0円（医療扶助）= 82,931円

(3) [REDACTED]の相続に係る法律紛争と保険金請求までの経緯

- ① 審査請求人は、[REDACTED]との2人姉妹であったが、[REDACTED]は、昭和50年代初頭に在日韓国人の男性と知り合い、昭和56年頃から、当該男性と交際を開始し、同居して生活するようになった。以降、[REDACTED]が平成27年11月24日に倒れて意識喪失の状態に陥るまで、当該男性（以下「内縁の夫」という。）と[REDACTED]は内縁の夫婦として生活していた。
- ② [REDACTED]は、平成27年11月24日、ぐも膜下出血等が原因で意識が消失し、[REDACTED]病院に緊急入院することとなった。入院時の意識レベルはJCS300（痛み刺激を受けても全く反応しない）であった。[REDACTED]は、[REDACTED]病院入院以降、その意識レベルに著しい変化がないまま、平成28年1月8日、自宅近くの[REDACTED]病院に転院した。
- ③ 内縁の夫は、平成28年3月10日、[REDACTED]が意識不明の状態であったにもかかわらず、[REDACTED]に対し、[REDACTED]との婚姻届を提出した。また、内縁の夫は、平成28年5月17日、[REDACTED]に対し、内縁の夫の長男を養子とし、[REDACTED]を養親とする養子縁組届を提出した。

④ [] は、[] に転院して以降も、一度も意識が回復することなく、平成 29 年 2 月 16 日に死亡した。

⑤ [] の死後、審査請求人は婚姻届及び養子縁組届の事実を知り、婚姻及び養子縁組は [] の意識喪失状態でなされたものであるから、いずれも無効であるとして、平成 29 年 7 月 10 日、[] に婚姻及び養子縁組無効確認の訴えを提起した。

平成 30 年 3 月 14 日、家裁は、[] には婚姻意思・養子縁組意思がなかったので婚姻及び養子縁組はいずれも無効であると判断した。

⑥ 内縁の夫らはこれを不服として [] に控訴したが、高裁は、同年 10 月 4 日に控訴を棄却した。内縁の夫らは上告せず、家裁の判決は同月 20 日に確定した。

⑦ 審査請求人は、同月 22 日に代理人を通じて判決確定証明書を申請・取得し、同年 11 月 1 日 [] に戸籍訂正申請手続（ア）

[] にある [] の戸籍を [] にある [] に回復させること、イ [] にある [] の戸籍へと回復させること、イ [] にある [] の戸籍に記載された婚姻及び養子縁組を消除すること）を行った。同月 19 日、審査請求人は、[] で、婚姻及び養子縁組を消除した除籍謄本と [] の戸籍に回復された [] の除籍謄本入手した。

⑧ 審査請求人は、同日の 3 日前である同月 16 日、家裁に対して審判申立を行い、平成 31 年 1 月 16 日になり、[] 裁は、ようやく、ア [] にある [] の戸籍の記載を [] へと記載一部を訂正することを許可する、イ [] の死亡事項を [] 番地にある [] の戸籍に回復された [] の身分事項欄に移記することを許可するとの審判をした。同審判は、同年 2 月 2 日に確定した。

⑨ 審査請求人は、家裁に対して同月 4 日に確定証明書申請を行い、同日、確定証明書の交付を受けて、同月 8 日に [] に⑧のアについて戸籍訂正申請を行った。同月 19 日に、審査請求人は歩行中に転倒し、怪我をして病院に搬送され、治療を受けた。

⑩ 審査請求人は、翌日（20 日）に痛みを我慢して [] 役場に行き、訂正された除籍謄本（[] と [] が記載され、両名とも死亡事実が記載されたもの）を入手した。この段階で、保険会社に保険金の支払を請求できるようになったのでその請求手続をとり、同年 3 月 4 日、保険契約者が [] であった生命保険の保険金の一部

である28.1万63.13円の支払いを受けた。

(4) 法第63条の定める資力の発生時期について

① 処分庁は、令和元年5月28日付けの保護費の返還に係る処分を行い、審査請求人に対して、遡って平成30年10月分から令和元年5月分までの生活扶助及び医療扶助額合計に相当する84万3951円の返還を求め、令和元年5月31日に審査請求人は、本件処分に係る決定書を受け取った。

② 処分庁の「資力発生時期」の解釈

ア 処分庁は次のように解釈している。

(ア) 平成27年11月24日 [■]が[■]へ緊急搬送される

(イ) 平成28年1月8日 [■]が[■]の[■]へ転院する

(ウ) 平成28年3月10日 [■]と内縁の夫との婚姻届が受理される

(エ) 平成28年5月17日 [■]と内縁の夫の子との養子縁組届が受理される。

(オ) 平成29年2月16日 [■]死亡

(カ) 平成30年10月20日 (審査請求書では「平成30年10月10日」と
されていますが、明らかな誤記と認められるため、訂正しています。)

[■]の婚姻無効及び養子縁組無効の裁判確定

(キ) 平成31年2月15日 [■]の戸籍訂正許可の裁判確定、(ク)の戸籍に戻る

(ク) 平成31年2月20日 [■]が[■]役場にて母親の従前戸籍に戻る

(審査請求人は、審査請求書において(キ)及び(ク)のとおり記載していますが、審査請求人から提出された証拠書類によると、正確には、[■]の戸籍訂正許可の裁判が確定したのは同月2日、[■]の戸籍において同市の戸籍から[■]の戸籍への移記日と記載されているのは同月8日、[■]の戸籍において[■]の戸籍から[■]の戸籍への移記日と記載されているのは同月15日であることが認められます。)

ここで、考えられる資力発生時点としては、

i 平成29年2月16日の[■]死亡時、

ii 平成30年10月20日の[■]婚姻無効及び養子縁組無効の裁判確定時、

iii 平成31年2月15日の[■]戸籍訂正許可時 (ク)の審理員注参照)、

iv 平成31年3月4日の[■]に関する金銭を最初に受領した時点 (生命保険金) である。

イ、原則として、相続は死亡により開始する（民法（明治29年法律第89号）第882条）とされ、法定相続人は、配偶者及び子がいる場合、それぞれ1／2で、兄弟姉妹には法定相続権はないことになる（民法第890条、第887条第1項（審査請求書では「第881条第1項」と記載されていますが、論旨から「第887条第1項」と記載すべきものと考えられます。）、第900条第1号）。

資力発生時点と考えられるのは、iかiiの時点であり、iiiとivの時点は、権利行使時期の問題であって、遺産等相続できる権利の発生時点ではない。

iについては、婚姻・養子縁組が「無効」となった場合には、当初より「なかつたこと」となる。そうすると、婚姻・養子縁組の「無効」により、当初より内縁の夫らには相続権が無かつたこととなり、翻って、兄弟姉妹である審査請求人に相続権があることになる（民法第896条）。

iiについては、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力発生時点についての考え方を示した、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13-6の答を見るに、権利行使=請求権が「客観的に確実性を有する」ようになった時点を、資力発生時点としていると解することも可能である。そうすると、■死亡時には、審査請求人には相続権=遺産等請求権がなかったので（民法第900号第1号）、法的に遺産相続権が発生したといえる■婚姻及び養子縁組無効確定時を、法第63条の資力発生時期と捉えることも可能である。したがって、結論としては、

- (ア) 法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時期は、権利行使すなわち請求権が「客観的に確実性を有する」（問答集の問13-6の答）ようになった時点と解するのが適当である。
- (イ) そうすると、iの■死亡時点では、審査請求人には相続権=遺産等請求権がなかったので（民法第900号第1号）、この時点を資力発生時点とするのは適当ではない。
- (ウ) iiの婚姻無効及び養子縁組無効の裁判確定時以降に、■の兄弟姉妹である審査請求人に遺産等相続権が「客観的に確実性を有する」ようになったといえるので（民法第889条第1項、第887条）、当該裁判確定時である平成30年10月20日を資力発生時と解するのが妥当である。
- (エ) iiiの■戸籍訂正許可時（平成31年2月15日）及びivの■に関する

金銭を最初に受領した時点（平成31年3月）は、権利行使の時期の問題であり、資力発生時期すなわち請求権が具体化した時期とはいえない。

ウ 以上によれば、iiの婚姻無効及び養子縁組無効の裁判確定時（平成30年10月20日）には資力が認められるので、同年10月分まで遡って法第63条に基づく費用返還請求することができるというのが、処分庁の判断である。

③ 処分庁の判断の妥当性

ア しかし、処分庁の判断は次の点に照らして不当であり、処分庁に認められた裁量権を濫用・逸脱していると解するしかない。

イ 処分庁の示した「法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時期は、権利行使すなわち請求権が『客観的に確実性を有する』ようになった時点と解するのが適当である」との根拠は合理的であり、妥当な見解である。本件処分では、相続を原因として審査請求人が最終的に取得した保険金請求権がいつの段階で「客観的に確実性を有する権利」として審査請求人が取得したと評価されるのが問題である。

ウ この点について、処分庁は、平成30年10月20日の婚姻無効及び養子縁組無効の裁判確定時に「客観的に確実性を有する権利」として審査請求人が取得したと評価されると理解している。しかし、実際に、審査請求人が保険金請求権を行使できたのは、それから4ヶ月近くが経過した平成31年2月下旬であり、その間、審査請求人には家裁や■市役所・■町役場への戸籍訂正の申立、戸籍訂正の審判申立等の極めて煩雑な手続が必要とされた。確かに、婚姻無効及び養子縁組無効の裁判確定によって法律的には審査請求人が■の単独法廷相続人であることが確定したが、それは法律的にはと言う意味にすぎない。現実に、保険金を請求し、保険金を受領するためには、戸籍の記載を訂正し、訂正された戸籍謄本を公的機関から交付してもらう事が必要不可欠だった。

そして、一旦戸籍に記載された事項は、法的手続に従ってのみ訂正が許されるのであり、それ以外の方法で訂正されることはない。

婚姻無効及び養子縁組無効の裁判が確定したからといって、当然には、訂正されることなく、審査請求人には、さらに訂正のための法的手続が必要とされているのである（戸籍法（昭和22年法律第224号）第113条及び第114条、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第226条第3号の規定する別表第一の124項）。

審査請求人が保険金請求権を行使するためには、戸籍訂正のための法的手続という「法律上の障害」が課されていた。このような克服しなければならない「法律上の障害」が残っていたのに、審査請求人が「客観的に確実性を有する権利」を取得したと評価することはできない。

このことは、権利行使への法律上の障害が存在する間は、消滅時効が進行しないとする民法第166条第1項の趣旨に照らしても領けることである。権利行使への法律上の障害が存在するのに消滅時効が進行するのは不公平・不当であるのと同様、権利行使・保険金請求への法律上の障害があるのに、資力が発生したと評価するのは不公平・不当であろう。

エ 以上によれば、婚姻無効及び養子縁組無効の裁判確定時では、まだ、審査請求人が保険金請求権を「客観的に確実性を有する権利」として取得したとは到底いえない。本件処分は、法第6.3条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時期の評価・認定を誤ったものとして違法であり、取り消されるべきである。

なお、交通事故の被害者（生活保護の受給者）が加害者に対して取得した損害賠償請求権と法第6.3条との関係について、最判昭和46年6月29日（民集25巻4号650頁）は、「同法六三条は、同法四条一項にいう要保護者に利用しうる資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条三項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであるから、交通事故による被害者は、加害者に対して損害賠償請求権を有するとしても、加害者との間において損害賠償の責任や範囲等について争いがあり、賠償を直ちに受けることができない場合には、他に現実に利用しうる資力がないかぎり、傷病の治療等の保護の必要があるときは、同法四条三項により、利用し得る資産はあるが急迫した場合がある場合に該当するとして、例外的に保護を受けることができるのであり、必ずしも本来的な保護受給資格を有するものではない。それゆえ、このような保護受給者は、のちに損害賠償の責任範囲等について争いがやみ賠償を受けることができるに至つたときは、その資力を現実に活用することができる状態になつたのであるから、同法六三条により費用返還義務が課されるべきものと解するを相当とする。」と判断している。

しかし、上記訴訟の被害者は事故により法律上、加害者に対して損害賠償請

求権を取得したものであって、賠償の責任程度等について争いがあったとしても、権利行使に対する事実上の障害があったのにすぎず、法律的な障害が存在したわけではないから、審査請求人の事例とは根本的に異なっている。したがって、上記最高裁判例は射程範囲外であり、本件では何ら参考にならない。

また、仮に、資力発生時期について、処分庁の解釈が妥当だとしても、大阪高判平成25年12月13日は、次のような極めて妥当な判断をしている。「法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定し、その受けた保護金品に相当する金額を一律に返還させるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関が返還させるべき額を決定させることとし、返還額について保護の実施機関の裁量を認めている。これは、法が最低限度の生活を保障するとともに保護金品が被保護者の自立を助長することを目的としていること(1条)に照らし、保護金品が被保護者の自立に資する形で使用される場合には、その返還を免除することが法の目的にかなうからである。もっとも、保護の実施機関の裁量は、全くの自由裁量でというべきではなく、その判断が著しく合理性を欠く場合は、その裁量権の逸脱、濫用として違法となるというべきである」

前述したように、審査請求人は、一刻も早く保護を打ち切り、自立するために、婚姻無効及び養子縁組無効の裁判確定後、時をおかずに戸籍訂正の実現に奔走し、煩雑な手続が終わるとすぐにまた、次の煩雑な手続に着手する等、迅速な保険金請求手続に向けて努力してきた。ところが、家裁は、平成30年1月16日に戸籍訂正の審判申立をしたにもかかわらず、それから2ヶ月も経過した平成31年1月16日になってようやく戸籍訂正許可の審判をしてくる。これらの時間的な遅れに審査請求人の責任は全くなかった。戸籍法第116条は、「確定判決による戸籍の訂正をすべきときは、訴えを提起した者は判決の確定した日から1ヶ月以内に戸籍の訂正を申請しなければならない」と規定しており、この規定と比較しても、家裁の著しい遅れが明らかである。仮に家裁がもっと迅速に戸籍訂正の審判をしていたならば、審査請求人は、もっと早く保護廃止を申し出ることが可能であった筈であるが、このために、保険金の支払いは、判決確定後、5ヶ月近くもの時間を要することになった。

このような特殊な事情を考慮することなく、遡って平成30年10月分から令和元年5月分までの生活扶助及び医療扶助額合計に相当する8.4万3951円の返還を求める本件処分は、最低限度の生活保障とともに、保護金品の支給による被保護者の自立の助長という生活保護法の趣旨・目的に照らして著しく合理性を欠き、その裁量権の逸脱、濫用したものとして違法と評価すべきである。

(5) 結論

本件処分は、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時期の評価・認定を誤ったものとして、法の趣旨に照らして著しく合理性を欠き、その裁量権の逸脱、濫用したものとして違法であり、取り消されるべきである。

(6) 口頭意見陳述の要旨

また、審査請求人は、令和元年9月12日に実施した口頭意見陳述（以下「意見陳述」において、概ね次のとおり述べています。

- ① 4月30日付けで生活保護の受給停止と辞退届けを提出した際、処分庁から、■■■は平成29年2月16日に死亡しており、その時点から相続が発生するといわれたので、それは違うと言った。亡くなった時、■■■が老後の生活のために残した金品、通帳や保険証書などは、私の手元には何一つなかったということも言った。
- ② ■■■が残した保険金なりを審査請求人が受け取るには、不当な婚姻が成立してその後に内縁の夫に■■■の戸籍から勝手に出されていたため、■■■の戸籍を■■■の戸籍に戻す必要があった。戻すために家裁に審判の申し立てを行い、平成31年2月18日に審判書を受け取った。2月19日に■■■の戸籍がある■■■上家裁の確定書を持って行き、■■■の戸籍を■■■の戸籍に戻した。しかしこれだけでは■■■が残した株券、保険金、現金、預金は、審査請求人の手元には入ってこない。
- ③ ■■■の戸籍に戻して、出生から死亡が確認できる戸籍謄本を添えて保険会社なら保険会社に書類を提出する必要があり、審査請求人はそのために動いた。保険会社に請求手続をし、1か月以上かかって順次入金になった。
- ④ それから、■■■が勤めていた会社の株券の名義変更をして証券は審査請求人が持っていたが、ニューヨーク市場が上がった時点で、■■■証券に行き売却の処理をしてもらうよう依頼した。その後、書類の審査があり、3月30日付けで審査請求人の口座に入金があった。これが最初に審査請求人が■■■が残したものを持

にした時点であった。

- ⑤ あとは、保険会社に提出した書類については審査を経て、順次、審査請求人の口座に入金となり、これが4月の時点である。
- ⑥ 処分庁は、婚姻無効や養子縁組無効の判決が確定したところで相続権が客観的に確実性を有するに至ったという主張だが、そうであれば、どうして保険会社は確定証明書を持って行けば保険金の請求に応じないのかというのが説明できないことになる。社会的には、確定証明だけでは相続権が証明されたことにはならないというのが社会の現実であり、それを考えれば戸籍の訂正があった時に初めて客観的に確実性を有するに至ったと考えるのが普通の考え方ではないかと思うので、処分庁の主張は相当性を欠く。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

(1) 法第63条では、「被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

(2) 遺産の相続について

本件処分については、■には死亡時点で夫と養子があり、死亡時点での法定相続分は、配偶者及び子がそれぞれ2分の1で、兄弟姉妹には法定相続権は無いことになる（民法第890条、第887条第1項及び第900条第1号）。

しかしながら、婚姻及び養子縁組が「無効」となったことから、当初より内縁の夫及び養子には相続権が無いことになり、翻って、■の姉である審査請求人に相続権が生じた（民法第889条）。

ちなみに、民法第882条では、「相続は死亡によって開始する」と規定され、同法第907条及び第909条では、「共同相続人は協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずる」とされている。

このため、問答集の問1・3-6の答では、「法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる」とされている。

一方、もう一つの観点として、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力

の発生時点の考え方として、問答集の問13-6の答の(3)では、「客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点」とされている。

本件処分については、■■■の死亡時点では、審査請求人には具体的な遺産等の請求権がなく（民法第900条第1号）、婚姻無効の裁判が確定したことにより、遺産等の相続権が「客観的に確実性を有するに至った。」と判断した。

よって、本件処分の事情を鑑みると、一律的に「相続の費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時」と解するのは適当ではなく、上記裁判が確定した時点の平成30年10月20日を、資力の発生時期とするのが妥当と判断した。

ちなみに、法第63条の趣旨は、問答集の問13-5の答の(3)のとおり、「本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである」とされている。

よって、その後の戸籍訂正許可の時点は権利行使する時期の問題であり、遺産等を相続できる具体的な権利が発生した時点とはいえない。

(3) 保険金の受領について

死亡を給付事由とした保険金を受領した際の資力の発生日については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。）等の通知に定めはない。

このため、問答集の問13-6の(3)の答の「客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点」がどの時点であるか検討し、被保険者の死亡により給付事由が生じることから、その時点を資力の発生時期と判断した。その上で、本件処分においては、柳子の死亡により給付事由は生じたが、遺産の相続と同様に、当初は保険金を受領する権利がなかったものとして、婚姻無効の裁判が確定した時点を資力の発生時期と判断した。

その後の戸籍訂正許可の時点や生命保険金等の金銭を最初に受領した時点は権利行使する時期の問題であり、保険金を受領する権利が発生した時点とはいえない。

以上の法及び実施要領等に基づき、福岡市早良福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）にてケース診断会議を開催し、上記のとおり資力発生時期を決定し、返還額を決定した。

返還額は、婚姻及び養子縁組無効の裁判確定時である平成30年10月20日からの「急迫の場合等において資力があるみのかわらず、保護を受けたときは、（略）その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」で生活扶助・住宅扶助・医療扶助計8

4万円余となった。

(4) 資力の発生時期について

資力の発生時期の認定は法及び実施要領等に基づき判断されたものであるため誤っておらず、裁量権の逸脱・濫用もなく違法はない。

法においては保護の開始にあたって資力の活用が要件になっており、法第4条第1項に定められている。生活保護は、保護の補足性の原理から、資産の活用が要件であり、資力がいつ発生したかが重要になる。資力の活用の流れは、まずは権利が発生し、それを権利行使して、それによって権利が実現化する、今回で言うと現金化されるというものである。

資力はすぐ活用できるものもあれば、実現のために手続を踏まなければならないものもあり、時間がかかるものもあるので、その間は最低生活に足りない分は生活保護費を支弁することになる。

ただし、資力が現実化されたらその間に支払った生活保護費は資力発生以降の分ということになるので返還させるということが法第63条に定められている。法第63条に基づく返還請求権は資力発生時点で発生するもので、資力の発生がいつの時点かがもっとも重要になる。

遺産については、民法で死亡により相続が開始するとなっており、その時点から資力が発生したとみなされることになり、今回の場合は、■■■が亡くなられた平成29年2月16日の時点で相続権が発生したということになる。死亡に関する資力の発生は死亡時に発生するというのが原則であるというのが法令及び実施要領に基づく考え方である。

法律上の障害という言葉で民法第166条第1項の趣旨を引き合いに出しているが、これは消滅時効の起算点の話であり、資力の発生時点の話ではなく、資力は発生していてその次の権利行使の時期の問題の話であると思われ、本件の資力発生時点の話ではないと考えている。

審査請求人が■■■の身分の確定のために奔走されていたのは把握しているが、戸籍法の定めや戸籍訂正をして謄本の交付を受けなければ保険金請求等ができないという流れは、身分関係の正しさを担保するための規定であり、これを法律上の障害と表現するのは不適切であると考えている。

法律的に法定相続人であることが確定した、すなわち遺産相続権が発生したということで保険金請求権が発生していたということは審査請求人も認めていることであり、権利が発生したけれども、権利行使のためには戸籍法等に定められた法的

手続を踏む必要があったという手続の話しであると考えられ、戸籍が訂正されて初めて資力が発生するものではない。

民法の解釈のとおりであれば婚姻及び養子縁組無効が確定した時点で、■■の死亡時に審査請求人が法定相続人になる、すなわち遺産相続権や生命保険金受領権が発生したことになり、■■が死亡された時点を資力発生時点とするのが民法解釈には合致することになる。

しかし、現実的には■■が死亡された時点では、同居人や子供がいたので、審査請求人にはこの時点では相続権がなかったということになり、死亡時点を資力発生時とするのは現実に則さないと考え、返還金決定に際しては、法令及び実施要領等の文言を解釈して、相続権が現実において客観的に確実性を有する権利と言えるようになつた時点がいつかを検討した結果、■■の婚姻及び養子縁組無効が確定して法定相続人が審査請求人のみであるということが確定した時点を資力発生時とするのが適切との判断に至った。

加えて、返還金額決定に際しては、弁護士費用や交通費など、資力を実現化するための必要経費は全て控除している。本件による特殊事情を考慮していないので違法ではないかと主張されているが、資力発生時、すなわち婚姻及び養子縁組無効が確定した時点以降、実際に資力が現実化されるまでの間には時間を要することを考慮しており、その間は保護費を支給することで生活を保障して翻って自立助長を支援してきた。

法令や実施要領等に基づき資力発生時を判断し、現実に法定相続人になった時期を資力発生時点であるとの解釈を行い判断した。返還金額の決定に際しては必要経費を控除し、福祉事務所への返還後の残額も算出し、今後の審査請求人の自立した生活費に十分に足りる金額であることは把握している。資力を実現化するまでの期間においては生活保護を継続し、本件の特殊事情には配慮しており、裁量権の逸脱・濫用はないと考えている。

以上のとおり、本件処分は、法及び実施要領等の規定に基づいて行われたものであり、何ら違法ないし不当な点はない。

理 由

1 認定した事実

- (1) 平成21年5月7日 処分庁は、審査請求人の生活保護の開始（生活保護の開始日は、平成21年4月22日付け）を決定したこと。
- (2) 平成29年2月16日 ■■が死亡したこと。

- (3) 同月21日 審査請求人が福祉事務所を訪問し、先日（弁明書等では「先月」とされていますが、明らかな誤記と認められるため、訂正しています。）、■■■が亡くなつたと報告したこと。
- (4) 同年7月10日 審査請求人は、家裁に■■■の婚姻及び養子縁組の無効確認の訴えを提起したこと。
- (5) 同年10月2日 審査請求人の自宅における訪問調査時に、審査請求人は、福祉事務所の職員に対し、■■■「には30年来内縁の夫がいたが亡妹が植物状態になった後に勝手に入籍しており、審査請求人は法テラスへ相談し裁判をしている」と話したこと。
福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、「今後勝訴したり示談したりした際金銭は収入認定の可能性があるため、費消せず届け出るように」と指示したこと。
審査請求人は、「収入認定になることについてはもちろん分かっているが、自分の性分が許せないから」と話したこと。
- (6) 平成30年3月14日 家裁は、判決により■■■の婚姻及び養子縁組は無効であることを確認すると判決したこと。
- (7) 同年5月25日 審査請求人の自宅における訪問調査時に、審査請求人は、福祉事務所の職員に対し、■■■「の遺産を巡る裁判は一度勝訴する判決が出たが、相手方が控訴し裁判は一旦中断している」と話したこと。
- (8) 同年9月18日 審査請求人は、福祉事務所を訪問し、「早ければ来月中旬ごろに高裁から判決が下りる」と話したこと。
- (9) 同年10月4日 高裁は、(6)の判決に対する、内縁の夫らの控訴を棄却したこと。
- (10) 同月15日 審査請求人の自宅における訪問調査時に、審査請求人は、福祉事務所の職員に対し、■■■「の遺産を巡る裁判について、来週あたり判決文がもらえる。今後は亡妹の婚姻取消しの手続きをする予定」と話したこと。
- (11) 同月20日 (6)の判決が高裁での控訴棄却判決により、確定したこと。
- (12) 同年11月1日 審査請求人は、■■■市長に対して戸籍訂正申請を行ったこと。なお、訂正の趣旨は、次のとおり記載されていたこと。

事件本人■■■と■■■との婚姻無効及び■■■と■■■養子縁組無効の裁判確定により

1 ■■■ 戸籍中■■■の身分事項中婚姻事項を消除する。

2 ■■■ 戸籍中■■■の身分事項中養子縁

組事項を消除する。

3. [REDACTED] を[REDACTED] 戸籍に回復する。

(13) 同月 16 日 審査請求人は、家裁に対して家事審判申立書を提出したこと。申立ての趣旨は、「本籍[REDACTED] 筆頭者[REDACTED] の戸籍中、[REDACTED] の身分事項中死亡事項「【届出人】親族[REDACTED] とあるのを、「【届出人】同居人[REDACTED] と記載一部を訂正することを許可する」との審判を求めます」と記載されていたこと。

(14) 同月 19 日 審査請求人は、[REDACTED] 市役所及び[REDACTED] 町役場で、婚姻及び養子縁組を消除了除籍謄本及び[REDACTED] の戸籍に回復された[REDACTED] の除籍謄本を入手したこと。なお、当該除籍謄本によると、(12)の訂正の趣旨の 1 及び 2 は、平成 30 年 11 月 1 日に消除されていること、並びに(12)の訂正の趣旨の 3 は、同月 6 日に回復されていることが確認できること。

(15) 平成 31 年 1 月 16 日 家裁は、(13)の申立ての趣旨、当該申立てに係る[REDACTED] の戸籍中の[REDACTED] の死亡事項を本籍[REDACTED] 戸籍の[REDACTED] の身分事項欄に移記すること及びこれらに関連する必要な訂正を行うことを許可する旨の決定を行ったこと。

同年 2 月 2 日 この決定が確定したこと。

(16) 同月 8 日 審査請求人は、[REDACTED] 市長に対して戸籍訂正申請を行ったこと。なお、訂正の趣旨は、次のとおり記載されていたこと。

平成 31 年 2 月 2 日事件本人[REDACTED] の戸籍訂正許可の裁判が確定したので、

1 [REDACTED] 戸籍中[REDACTED] の死亡事項中届出人資格「親族[REDACTED] とあるのを「同居人[REDACTED] と訂正する。

2 [REDACTED] 戸籍中[REDACTED] を消除する。

3 上記、[REDACTED] の戸籍を消除する。

4 [REDACTED] 戸籍中[REDACTED] の死亡事項を移記する。

(17) 同月 20 日 審査請求人は、[REDACTED] 役場で、訂正された除籍謄本を入手したこと。なお、このことについては、審査請求人が審査請求書に記載しているのみであって、このことを証する書面の提出はありません((14)で事実認定している除籍謄本の入手については、審査請求人が提出した平成 30 年 11 月 19 日付け[REDACTED]

が発行した除籍謄本の写しによって確認しています。)が、処分庁が提出したケース記録の写しにより、平成31年2月20日に審査請求人が福祉事務所を訪問し、「婚姻届の無効が認められ、戸籍の訂正がなされた」と話したことが認められること、及びこの審査請求人の主張に不合理な点はないことから、このような事実認定を行つても差し支えないものと考えられます。

また、審査請求人が同日に入手した除籍謄本の写しは提出されていませんが、審査請求人が提出した令和元年6月4日付けでが発行した除籍謄本の写しによると、(16)の訂正の趣旨の1は、平成31年2月8日に訂正されていること、(16)の訂正の趣旨の2及び3は、同日に移記されていること、並びに(16)の訂正の趣旨の4は、同月15日に移記されていることが確認できます。

(18) 同日 審査請求人は、福祉事務所を訪問し、「■を巡る裁判について、婚姻届の無効が認められ戸籍の訂正がなされた」、「今後」「金銭の返還を求めていく予定。総額は4000万円超え」と話したこと。

(19) 同年3月4日 審査請求人は、保険契約者が■であった生命保険の保険金の一部である281万6313円の支払いを受けたこと。

(20) 同月27日付け又は30日付けで、■が勤めていた会社の株式の売却代金が審査請求人の口座に入金されたこと。(この日付については、処分庁が提出した不当受給事件報告の2ページ目の「■返還額について」と題する文書の写しでは、「3.1.3.27」と記載されており、これは平成31年3月27日を意味すると認められるのに対して、審査請求人は、意見陳述において「3月30日付けで私の口座に入金があった」と述べており、どちら主張が正しいのか断定することができません)。

(21) 同年4月18日 審査請求人は、福祉事務所を訪問し、「3月に亡妹の婚姻無効及び養子縁組無効が成立し、亡妹は審査請求人の亡母の戸籍に戻ってきたとのことで、遺産として株式及び現金分約1100万円、預貯金等現金約2500万円を得た。この後亡妹の死亡保険金も入金の予定。弁護士費用の支払いが終了した後に改めて収入申告する」と報告したこと。

福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、資力発生後の支給扶助費は過払い金として返還となる旨を説明したこと。

審査請求人は、了承するも「弁護士費用等で既に450万円程度は支払っているのでそのようなものは経費としてみてほしい」と話したこと。

(22) 令和元年5月7日 審査請求人は、福祉事務所を訪問し、■「の遺産相続及び死亡保険金受領手続が全て終了し、約4200万円を得た。については今後この金銭で生

活するので生活保護から自立したい」と話し、辞退届を提出したこと。

福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、「5月1日付けで廃止手続きを行う」と伝えたこと。

福祉事務所の職員は、通帳の写しを受領し、最初の金銭受領日は3月4日と確認したこと。

また、福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、遺産相続の場合、被相続人の死亡日が資力発生時期とみなされるので、■■■死亡時に遡って扶助費の返還を求めることがある可能性があることを説明したこと。

審査請求人は、納得せず、「返還するのは受領した5月分の扶助費のみだろう」と述べ、福祉事務所の職員は、「3月以降の扶助費についても、確実に扶助費返還となると思われる」と説明したが、審査請求人は納得しなかったこと。

(23) 令和元年5月9日 審査請求人は、福祉事務所に電話し、「平成31年3～5月分扶助費については返還に応じる。■■■死亡時以降の支給済み扶助費の返還には納得できないので、そのような結論になった場合は裁判で争う」と話したこと。

処分庁は、婚姻無効及び養子縁組無効の日付を確認するため、■■■の戸籍調査を実施したこと。

(24) 同月10日 処分庁は、同月1日付けで審査請求人の生活保護を廃止する決定を行ったこと。

(25) 同日 処分庁は、審査請求人から裁判関係資料、必要経費（弁護士費用）明細書、生命保険金支払明細書を受理したこと。

(26) 同月17日 処分庁は、(23)で戸籍調査を実施した戸籍を受理したこと。

(27) 同月27日 福祉事務所にてケース診断会議が開催され、資力発生時期は、■■■の死亡の日まで遡るのは適当でなく、婚姻及び養子縁組無効の裁判確定時と解するのが適当であるとの結論になり、返還額を決定したこと。

(28) 同年6月7日付けで、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。

2 本件処分に係る法令等の規定について

(1) 法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働

省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 等の国からの通知に基づいて執行されています。

なお、次官通知、局長通知及び課長通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられています。

(2) 法は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(法第4条第1項)と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められています。

保護の程度については、法は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」(法第8条第1項)と規定し、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入との対比によって決定することとされています(次官通知第10の前段)。

また、「被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」(法第63条)とされています。

法第63条の趣旨は、「本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである」(問答集の問13-5の答の(1))とされています。

遺産の相続については、「被相続人の子は、相続人となる」(民法第887条第1項)と、「被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第887条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする」(民法第890条)と、「次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる」(民法第890条第1項)とされ、同項第1号は「被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする」と、同項第2号は「被相続人の兄弟姉妹」とされています。

また、「相続は、死亡によって開始する」(民法第882条)とされています。

法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点の考え方として、「法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべ

きであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる」(問答集の問13-6の答の(2))、「請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当」(問答集の問13-6の答の(3))とされています。

3 争点及び判断

本件審査請求の争点は、処分庁が審査請求人に対して法第63条の保護費返還決定を行うにあたって、「平成30年10月20日の[■]婚姻無効及び養子縁組無効の裁判確定時」を「資力の発生時点」とし、平成30年10月分から令和元年5月分までの保護費を返還対象としたことが、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知等に沿った適正なものであるかという点にありますので、以下判断します。

(1) 「資力の発生時点」について

① 問答集の問13-6の答の(2)では、「法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる」と、また、問答集の問13-6の答の(3)では、「請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適當」とされています。

② そこで、本件処分において、「資力の発生時点」となりうる時点を列記すると次のとおりと考えられます。

ア 平成29年2月16日 [■]が死亡した時点 (1の(2))

イ 平成30年10月20日 [■]の婚姻無効及び養子縁組無効の判決が確定した時点 (1の(11))

ウ 平成31年2月15日 [■]に係る戸籍の消除、回復及び移記が終了した時点 (1の(17))

エ 平成31年3月4日 審査請求人が[■]の遺産である金銭を最初に受領した時点 (1の(19))

③ 審査請求人が、[■]の死亡時に法定相続人と認められた場合、アの[■]の死亡時を「資力の発生時点」とすべきことは明らかですが、本件処分においては、[■]の死亡時には、戸籍上、[■]の配偶者及び子が存在することが認められたことから、この時点においては、戸籍上、審査請求人は法定相続人ではなかったことが認められます。

④ 審査請求人は、家裁に婚姻無効及び養子縁組無効の訴えを提起し、平成30年10月20日に婚姻無効及び養子縁組無効が確定しています。

したがって、[] は配偶者及び子が存在しなかったこととなり、内縁の夫及び内縁の夫の長男は、[] の死亡時から [] の法定相続人ではなかったこととなり、その結果、審査請求人が、[] の死亡時から [] の唯一の法定相続人であったことになります。

ここで、問答集の問13-6の答の(2)の「法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり」との考えに照らすと、②のアの時点を「資力の発生時点」とすべきとも考えられますが、問答集の問13-6の答の(3)の「請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当」との考えも合わせて考慮すると、処分庁の判断と同様に、審査請求人が [] の遺産を相続する権利が「客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点」は、平成30年10月20日の婚姻無効及び養子縁組無効が確定した時点と解すべきものと考えられるところです。

⑤ このような解釈に対して、審査請求人は、おおむね次のとおり反論し、処分庁には裁量権の濫用・逸脱があると主張しています。

ア 審査請求人が保険金請求権行使するためには、戸籍訂正のための法的手続という「法律上の障害」が課されていた。このように克服しなければならない「法律上の障害」が残っていたのに、審査請求人が「客観的に確実性を有する権利」を取得したと評価することはできない。

このことは、権利行使への法律上の障害が存在する間は、消滅時効が進行しないとする民法第166条第1項の趣旨に照らしても領けることである。権利行使への法律上の障害が存在するのに消滅時効が進行するのは不公平・不当であるのと同様、権利行使・保険金請求への法律上の障害があるのに、資力が発生したと評価するのは不公平・不当であろう。

イ 交通事故の被害者（生活保護の受給者）が加害者に対して取得した損害賠償請求権と法第63条との関係について判示した、最判昭和46年6月29日は、被害者は事故により法律上、加害者に対して損害賠償請求権を取得したものであつて、賠償の責任程度等について争いがあったとしても、権利行使に対する事実上の障害があつたのにすぎず、法律的な障害が存在したわけではないから、審査請求人の事例とは根本的に異なっている。

したがって、当該判例は射程範囲外であり、本件処分では何ら参考にならない。

ウ 仮に、「資力の発生時点」について、(処分庁の解釈が妥当だとしても、大阪高
判平成25年12月13日は、第2の1の(4)の③の才のような極めて妥当な判
断をしている。

審査請求人は、一刻も早く保護を打ち切り、自立するために、婚姻無効及び養
子縁組無効の裁判確定後、時をおかずに戸籍訂正の実現に奔走し、煩雑な手続が
終わるとすぐにまた、次の煩雑な手続に着手する等、迅速な保険金請求手続に向
けて努力してきたが、家裁は、平成30年11月16日に戸籍訂正の審判申立を
したにもかかわらず、それから2ヶ月も経過した平成31年1月16日になって
ようやく戸籍訂正許可の審判をしている。

仮に家裁がもっと迅速に戸籍訂正の審判をしていたならば、審査請求人は、も
っと早く保護廃止を申し出ることが可能であった筈であるが、このために、保険
金の支払いは、判決確定後、5ヶ月近くもの時間を要することになった。

このような特殊な事情を考慮することなく、遡って平成30年10月分から令
和元年5月分までの生活扶助及び医療扶助額合計に相当する84万3951円
の返還を求める本件処分は、最低限度の生活保障とともに、保護金品の支給によ
る被保護者の自立の助長という生活保護法の趣旨・目的に照らして著しく合理性
を欠き、その裁量権の逸脱、濫用したものとして違法と評価すべきである。

⑥ 審査請求人の⑤のアの主張について

ア 消滅時効について定めた民法第166条第1項の「権利行使することができる時」について、「権利行使する上での障礙となる事態を事実上の障碍と法律
上の障碍とに分け、後者の障碍のみが時効の進行を妨げる」、「事実上の障碍に対
して、法律上の障碍というのは、権利そのものの性質上権利に内在する障碍をい
うものとされる。たとえば、債権の弁済期がこれにあたる」(いずれも注釈民法
(5)川島武宣編集281頁)とされているところ、審査請求人は、権利行使・保
険金請求に必要な法的手続をもって法律上の障害に該当すると主張しています。

しかし、これらの法的手続が「権利そのものの性質上権利に内在する障碍」に
該当するか疑問であるほか、審査請求人は、これらの法的手続が「法律上の障害」
に該当すると考える根拠を一切示していません。

さらに言えば、元々、法第63条の適用にあたって問題となるのは「資力の發
生時点」であり、一方、民法第166条第1項では「権利行使することができる時」と規定されています。このように明らかに文言が異なるにもかかわらず、

「資力の発生時点」を判断するにあたって、民法第166条第1項と同様に「法律上の障害」について検討しなければならない理由についても、審査請求人は、明らかにしていません。

以上のことから、この点に係る審査請求人の主張は採用することができません。

イ また、生活保護受給者の親族が死亡して、死亡時点で生活保護受給者が唯一の法定相続人となる場合、問答集の問13-6の答の(2)により、「資力の発生時点」は「被相続人の死亡時」であることは明らかですが、この場合においても、死亡した生活保護受給者の遺産に係る金銭を生活保護受給者が受領するまでには、戸籍の消除、預金の名義変更、遺産に不動産が含まれる場合にあっては、登記の変更等の諸手続が必要であることは明らかです。

一般的に、これらの諸手続に要する期間は、本件処分において審査請求人が要した期間よりも短期間であろうことは想像されますが、これらの諸手続に要する期間の長短によって、「資力の発生時点」が変動するとは考えられないところです。

そうであれば、本件処分においても、■の婚姻無効及び養子縁組無効の判決が確定した時点である平成30年10月20日をもって、資力の発生時点とすべきであり、このことからも審査請求人の主張を採用することはできません。

⑦ 審査請求人の⑤のイの主張について

ア 審査請求人は、最高裁判例（最判昭和46年6月29日）について、被害者は事故により法律上、加害者に対して損害賠償請求権を取得したものであって、賠償の責任程度等について争いがあったとしても、権利行使に対する事実上の障害があったのにすぎず、法律的な障害が存在したわけではないから、本件審査請求とは根本的に異なる事案であり、本件処分では何ら参考にならないと主張しています。

しかしながら、当該最高裁判例の趣旨は、「法第63条「にいう「資力」とは、現金等の直ちに現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが困難であるとか、その存否及び範囲が争われることにより直ちに履行を受けることができないなど、直ちに現実に活用することが困難であるものを含むと解するのが相当である」（判例地方自治435号82頁）と理解されており、そうであれば、本件処分では何ら参考にならないとの審査請求人の主張は失当と言わざるを得ません。

イ ■の婚姻無効及び養子縁組無効の判決が確定したことによって、審査請求人



が■の法定相続人であることも確定したこととなります、この判決が確定した時点では、審査請求人が相続財産を直ちに現実に活用することが困難であったことは、審査請求人の主張のとおりです。

当該最高裁判例並びに問答集の問13-6の答の(2)及び(3)に照らして本件処分を検討すると、処分庁が「平成30年10月20日の婚姻無効及び養子縁組無効が確定した時点」を「客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点」に該当すると判断し、さらに「資力の発生時点」であると判断したことは、当該最高裁判例及び問答集に沿ったものであると認められるところです。

⑧ 審査請求人の⑥のウの主張について

ア 次に、審査請求人は、仮に「資力の発生時点」についての処分庁の解釈が妥当であるとしても、処分庁は、判決の確定から保険金の支払いまでに5ヶ月近くもの時間を要することになったという特殊な事情を考慮していないことから、最低限度の生活保障とともに、保護金品の支給による被保護者の自立の助長という生活保護法の趣旨・目的に照らして著しく合理性を欠き、その裁量権の逸脱、濫用したものとして違法と評価すべきであると主張しています。

イ 問答集の問13-5の答の(1)では、「法第6.3条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされています。

また、問答集の問13-5の答の(2)では、「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いをして差し支えない。」とされています。

ウ 審査請求人が一刻も早く保護を打ち切り、自立するために、婚姻無効及び養子縁組無効の裁判確定後、時をおかずに戸籍訂正の実現に奔走し、煩雑な手続が終わるとすぐにまた、次の煩雑な手続に着手する等、迅速な保険金請求手続に向けて努力してきたことは、その主張のとおりと考えられますが、そのような努力を行ったことを理由に返還額を減額しなければならない合理的な理由を見出すことはできないどころであり、審査請求人の主張に合理性を認められません。

エ また、判決の確定から保険金の支払いまでに5ヶ月近くもの時間を要したこと

も、審査請求人の主張のとおりです。この期間の長さが一般的であるか否かは判断できませんが、処分庁の考えによれば、その期間が3ヶ月であればその3ヶ月間に受領した生活保護費に対して、受領した生活保護費と同額の返還義務が生じ、その期間が6ヶ月であれば6ヶ月間に受領した生活保護費に対して、受領した生活保護費と同額の返還義務が生じることになることから、その期間の長短によって、審査請求人に何らかの不利益が生じるとは考えられないところです。

オ 以上のとおり、審査請求人は、処分庁が返還額の決定にあたって、考慮すべきではない事項が考慮されていないことをもって、処分庁がその裁量権を逸脱し、又は濫用したと主張するものであり、この点に係る審査請求人の主張は採用することができません。

⑨ ④のとおり、処分庁の判断と同様に、審査請求人が■の遺産を相続する権利が「客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点」は、平成30年10月20日の婚姻無効及び養子縁組無効が確定した時点と解すべきものと考えられます。

また、⑥、⑦及び⑧のとおり、審査請求人の主張を検討しましたが、いずれも審査請求人の主張には理由がないものと認められます。

したがって、「資力の発生時点」に関する処分庁の判断に違法又は不当な点は認められません。

(2) 返還額の算定について

ア 処分庁が行った返還額の算定の方法

(ア) 処分庁は、(1)で検討したとおり、審査請求人が■の遺産を相続する権利が「客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点」は、平成30年10月20日の婚姻無効及び養子縁組無効が確定した時点と判断しています。

(イ) また、処分庁は、令和元年5月7日に審査請求人から辞退届が提出されたことを理由に、同月10日に同月1日付けで審査請求人の生活保護を廃止したことが、処分庁から提出されたケース記録の写しで確認できます。

(ウ) したがって、処分庁は、平成30年10月から令和元年5月までの各月分として審査請求人に支給した生活扶助及び医療扶助の合計額を算定し、算定された合計額(843,951円)を返還額として本件処分を行ったことが確認されます。

イ 平成30年10月分の生活扶助及び医療扶助の全額を返還の対象としたことは、適正か。

(ア) 処分庁は、保護費が月単位で支給されていることから、資力発生日である平成30年10月20日の属する月である平成30年10月分の生活扶助費及び医

療扶助費の全額を返還額決定の対象としているものと認められます。

- (イ)確かに生活扶助費及び医療扶助費は、月単位で支給されていますが、返還にあたっても月単位で行うと明記されているものではなく、逆に、問答集の問13-6の答の(1)では、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる」と、問答集の問13-6の答の(2)では、「被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる」とされています。
- (ウ)この考え方を本件処分にあてはめて検討すると、返還額決定の対象とすべきものは、平成30年10月の生活扶助費及び医療扶助費の全額ではなく、平成30年10月20日から同月31日までの生活扶助費及び医療扶助費に限られるものと考えられます。

- (エ)しかしながら、処分庁は、本件処分において平成30年10月分の生活扶助費及び医療扶助費の全額を返還額決定の対象としており、このことは違法又は不当であると認められます。

ウ 令和元年5月分の生活扶助及び医療扶助の全額を法第63条の規定に基づく返還の対象としたことは、適正か。

- (ア) 処分庁は、令和元年5月10日に同月1日付で審査請求人に対する生活保護を廃止したことから、既に支給済みであった同月分の生活扶助費の全額を法第63条の規定に基づく返還額決定の対象としているものと認められます。

(イ)問答集の問13-17の答の(1)では、「法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、との処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものである。法第80条の規定は、保護の変更、廃止又は停止が行われたことに伴い、既に前渡された保護金品のうち当該変更等があった日以降の分を返還させるべき場合には、返還の免除が可能である旨を定めたものである。すなわち、前者においては、返還すべき費用に係る処分決定は有効であるが、後者においては、返還すべき費用に係る決定処分は存在しない。「保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずることになり、法第80条は廃止、変更に伴い財務処理上「戻入」すべき返還額の免除を規定したものである」とされています。

(ウ)この考え方を本件処分にあてはめて検討すると、令和元年5月分として審査請求

人に前渡されていた保護費は、法第63条の規定に基づく返還額決定の対象とすることはできないこととなります。

(エ)にもかかわらず、処分庁が、本件処分において令和元年5月分の生活扶助費全額を返還額決定の対象としており、このことは違法又は不当であると認められます。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和2年4月10日

福岡県知事 小川 洋
(保護・援護課 保護指導係)

